

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「日々の価値ある食事の提案と挑戦」という経営理念にもとづき、食を通じて社会貢献をしていく事が最重要課題と考えております。そのために、健全性と透明性の原則を守り、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、株主をはじめ各ステークスホルダーとの円滑な関係の構築を通じつつ、長期的・継続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
-----------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
正垣 泰彦	15,953,392	30.51
株式会社バベット	4,455,516	8.52
サイゼリヤ従業員持株会	2,026,343	3.87
株式会社サイゼリヤ	1,465,198	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,016,900	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	958,700	1.83
MORGAN STANLEY & CO. LLC	889,445	1.70
GOLDMAN SACHS & CO. REG	774,200	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	751,100	1.43
CBNY—GOVERNMENT OF NORWAY	738,500	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人と情報連絡や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性及び効率性を高めております。
監査役と内部監査部門は、適宜情報交換・意見交換を行うなどの緊密な連携をとっております。内部統制システムの有効性・効率性、法令遵守、リスク管理等の監査職務の遂行に当たっては、積極的に意見及び情報交換を行い、課題等を共有し、相互に効率的かつ有効な監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡田 勉	他の会社の出身者													○
宮崎 吉明	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 勉		元雪印オーストラリア社長	社長の経歴をもち、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、現に当社経営に対する適切な監督を行っているため。
宮崎 吉明	○	元大塚食品株式会社代表取締役社長。独立役員に指定しております。	取締役・社長等の経歴をもち、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、現に当社経営に対する適切な監督を行っているため。なお、宮崎氏は当社の大株主企業、主要な取引先企業の出身者等には該当いたしませんので、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上への意欲と士気を高め、また株主との利害の一致という観点から、ストックオプションを付与しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上への意欲と士気を高めるため、当社の取締役及び、当社取締役会が認めた従業員に対して、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、株主総会の決議によって決定しており、従来より総額表示で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役より各監査役に対し、決算報告会、監査役会、株主総会等に関する出席及び情報伝達を随時行っています。監査役は、定期的または必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受け、経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を閲覧し、代表取締役及び担当取締役から説明を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 会社の機関の基本説明
- a 取締役会
- 当社の取締役会は取締役6名で構成されており、社外取締役はおりません。取締役会は原則1ヶ月に1回開催され、当社の経営に関する重要事項は取締役会決議によって決定しております。

b 監査役会

当社は、監査役制度を採用しています。監査役は3名(2名が社外監査役)体制を取っております。監査役3名の内、1名以上が取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

o 経営会議

経営会議は取締役会の基本方針に基づき、各部門責任者で構成され、その業務の執行状態及び事業計画について審議いたします。会議の運営は経営の根幹をなす業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格に鑑み、監査役会による監査機能を強化するために直接監査役が出席、または議事録を確認し、有効・適切な監査が行われるようにしております。

2.内部監査及び監査役監査の状況

イ. 内部監査

内部監査部門は、会社方針に基づく適正かつ効率的な業務運営がなされているかの監査及びコンプライアンスの遵守状況の監査を定期的実施しております。

ロ. 監査役監査

監査役会は、内部監査室及び会計監査人と情報連絡や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性及び効率性を高めております。

3.会計監査の状況

(1)監査法人名 有限責任監査法人トーマツ

(2)業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 公認会計士 松田道春

業務執行社員 公認会計士 大和田貴之

(3)監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社として、迅速な意思決定と取締役会の活性により、効率的な経営システムの実現を図っております。2名の社外監査役(うち1人は独立役員)による客観的・中立的監視のもと、経営の監視機能の面で、十分な透明性と適法性が確保されているものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	アナリスト、機関投資家向けに半期ごとに第2四半期決算説明会、決算説明会を開催し、その後2週間くらいに機関投資家を個別に訪問して決算内容や企業戦略について説明しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社ホームページに新メニューや決算情報、関係書類の開示を随時行っています。	なし

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

当社は、企業理念である「日々の価値ある食事の提案と挑戦」に則した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理の遵守する企業活動とする。

代表取締役は、コンプライアンス(法令遵守)の構築・整備・維持にあたる。

監査役及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、各リスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「安全衛生管理規程」等を改正し、必要な「リスク管理規程」を新たに制定する。各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを改定し、部門毎のリスク管理規程を確立する。

監査役及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。

取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制の計画を決定し遂行する。その遂行状況は各部門担当取締役が「取締役会」及び「経営会議」において定期的に報告し、業務遂行状況を、観察・分析し修正計画を制定する。P-D-C-Aサイクルの軌道に乗った業務が遂行されるようにする。

5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「職務権限規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は、関係会社各社の運営の指導・支援を実施する。

関係会社管理責任者は、関係会社各社の経営計画・効率的な業務遂行状況・財務報告の信頼性・コンプライアンス体制・内部統制体制等を「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

監査役と内部監査部門は、定期または臨時に関係会社各社の管理体制を監査し、「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が内部統制システムの構築・運用等について監査するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査部門人員または必要とする各部門人員を選任・配置する。

監査役の配置下に入った使用人は、監査役の指揮下に入り、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会・経営会議等経営に関する会議への出席、会議議事録の入手・閲覧を可能にし、または監査役へ報告するものとする。議題は、(1) 当社グループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項(2) 毎月の経営状況として重要な事項(3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項(4) 重大な法令・定款違反(5) コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容(6) その他コンプライアンス上重要な事項(7) その他の重要な事項等を決議・報告するものとする。

監査役は、(1) 定期的または必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証される。(2) 経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人から説明を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社「倫理規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し断固とした姿勢で臨み一切の関係をもち、不当、不法な要求には一切応じない旨規定しております。また、総務担当取締役が統括となり、弁護士、警察などの外部専門機関と連携を図り対処するものとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図

